平成２２年（フ）第３２３号
堺市西区北条町１丁26番11　アース北条マンション202号
債務者　濱邊　義之
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目23番22号ヴィラ狭山101号室、前住所大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1477番地の１　ステッラⅡ201号
債務者　藤井　淳子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
大阪府富田林市錦ヶ丘町６番５―504号
債務者　龍本よしみ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
堺市堺区春日通３丁20番地１
債務者　近畿水産こと　矢倉　　純
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
大阪府富田林市高辺台３丁目２番２―506号
債務者　上村　文子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
大阪府柏原市田辺１丁目１番５号
債務者　飯堂　志保
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
大阪府富田林市若松町４丁目８番２―304号
債務者　木之前　一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
堺市堺区翁橋町１丁５番26―204号、前住所大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目1020番地の４102号
債務者　田尻　佑介
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
堺市西区浜寺諏訪森町中３丁269番地
債務者　松本　　守
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
福島県大沼郡会津美里町字思堀39番地
債務者　遠藤　富子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
福島県会津若松市真宮新町南１丁目27番地の３、前住所福島県南会津郡下郷町大字弥五島字中原765番地３
債務者　安藤　美幸
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
福島県いわき市小名浜大原字丙新地148番地の１
債務者　三浦　和明
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６０号
福島県いわき市小名浜大原字丙新地148番地の１
債務者　三浦久美子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９６号
群馬県太田市東別所町112番地２　東別所団地1177号
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１０１号
群馬県太田市新井町235番地１　市営1964号
債務者　梅原　正幸
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１６号
新潟県佐渡市金井新保乙380番地６
債務者　佐々木信夫
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
新潟地方裁判所佐渡支部